

## 2. 各出張所等 別

<長沼出張所 管内>

# 長沼出張所管内 目 次

【Ⅰ はじめに】	-----	1 5 6
【Ⅱ 道路施設編】	-----	1 5 9
1. 道路の維持管理実施計画		
(1)道路管理一覧	-----	1 6 0
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」		1 6 1
(3)路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分図他	-----	1 6 3
【Ⅲ 河川施設編】	-----	1 6 5
1. 河川の維持管理実施計画		
(1)道管理河川一覧	-----	1 6 6
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」		1 6 7
(3)治水系パトロール実施区間他	-----	1 7 1
【Ⅳ 砂防・地すべり・急傾斜施設編】	-----	1 7 3
1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画		
(1)砂防関係施設一覧	-----	1 7 4
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」		1 7 5
【Ⅴ 資料編】	-----	1 7 7
1. 管内関係機関	-----	1 7 8
2. 水防等資材保管一覧表	-----	1 7 8

# I はじめに

## 【はじめに】

### (1)管内の概要

当管内は、空知地方の南部に位置し、夕張市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町からなっており、西部の平野部、中部のなだらかな丘陵地帯、東部には夕張山地の豊かな森林が広がっています。

総面積は、1,350.75km<sup>2</sup>で、管内の総人口は、40,323人（住民基本台帳：令和5年1月現在）です。

基幹産業は農業ですが、当管内は札幌市や千歳空港に近いという恵まれた環境を生かし、農業を主体とした体験型観光など、様々な取り組みを通じて地域づくりを進めています。

長沼出張所が管理する道路・河川等の現況は、道路の管理延長が246.4km、河川管理延長が215.7km、砂防指定地1箇所・地すべり防止区域5箇所・急傾斜地崩壊危険区域4箇所となっています。

### (2)所管区域

夕張市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町

### (3)管内図



(4)管理状況

○道路

	路線数	延長(km)
主要道道	5	100.6
一般道道	19	145.8
合計	24	246.4

○河川

	河川数	管理延長(km)
石狩川水系	32	215.7

○砂防・地すべり・急傾斜

砂防指定地		地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険区域	
箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
1	0.18	5	81.87	4	9.93

## Ⅱ 道路施設編

# 1. 道路の維持管理実施計画

## (1) 道路管理一覧

(令和6年度(2024年度)札幌建設管理部・長沼出張所)

区分	路線番号	路線名	主な街路名(愛称等)	管理延長	夏期パトロール延長	備考
主要 道道	3	札幌夕張線	3・4・3 札幌通	33.1	33.1	
	30	三笠栗山線		6.0	6.0	
	38	夕張岩見沢線	3・4・3 千代田丁未線	18.4	18.4	
	45	恵庭栗山線	3・4・1 恵栗通	13.7	14.0	アンダーパス上部道路0.3kmを管理
	136	夕張新得線		29.4	0.9	R6(2024)規制区間28.5km
一般 道道	226	舞鶴追分線		7.6	7.6	千歳区間0.9kmを長沼で管理
	274	栗沢南幌線	3・4・4 緑栄通	4.5	4.5	
	430	南幌向停車場線	3・4・1 中央通	0.5	0.5	
	451	北長沼停車場線		0.1	0.1	
	462	川端追分線		1.3	1.3	
	477	滝下由仁停車場線		17.2	17.2	
	602	東三川由仁停車場線		9.2	9.2	
	692	角田栗山停車場線	3・4・9 神社通	5.9	6.1	駅前ロータリー0.2kmを管理
	694	北長沼由仁線		6.9	6.9	
	749	鳩山継立停車場線		9.1	9.1	
	750	真谷地沼の沢停車場線		4.9	4.4	R6(2024)規制区間0.5km
	870	幌内三川停車場線		8.5	8.5	千歳区間3.0kmを長沼で管理
	874	朝日桜丘線	3・4・7 角田通	1.7	1.7	
	967	馬追原野北信濃線		4.7	4.7	
	1008	夕張長沼線		25.6	22.2	R6(2024)規制区間3.4km
	1009	長沼南幌線	3・4・2 田園通	7.4	7.4	
	1056	江別長沼線	3・4・4 緑栄通	13.1	13.1	
	1065	夕張厚真線		5.1	5.1	
	1080	栗山北広島線		12.5	12.5	
			計		246.4	214.5
		N=24路線				

※延長の単位はkm、令和5年4月1日現在の数値。

主な街路名とは地元協議等により呼び名が一般化している路線を記載(愛称をかつこ書き)

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 長沼出張所管内)

道路パトロール業務(通常、定期、夜間、異常時)により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

【道路】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修 (橋梁補修)	橋梁補修	破損や劣化が確認された場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
		橋梁塗装	部分的な“われ”や“はがれ”があり、錆が著しく発生している場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
	施設補修 (トンネル等補修)	トンネル等補修	点検や早期の補修・修繕による措置を行い、長寿命化の取り組みを実施	道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
予防管理型、 対症管理型	施設補修 (道路附属物 (小規模附属物)補修・更新)	道路附属物(小規模附属物)補修・更新	定期点検による診断結果より、施設の長寿命化を図る。破損や劣化により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
対症管理型	施設補修 (路面等補修)	舗装補修(パッチング)	局所的な穴ぼこや段差等の発生が見られ、走行車両に支障が生じる場合に実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
		路面補修 (オーバーレイ)	わだち、ひび割れ等の発生が面的にみられ、走行車両に支障が生じる又は生じる危険性がある場合に、路面状況に応じて実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
		路面整正(砂利道)	融雪後、走行車両に支障が生じる場合に実施します。その他、降雨等によりわだち掘れや穴ぼこ等が生じる場合に実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。	現在通行止 夕張新得線L=28.5km 真谷地沼ノ沢(停)線L=0.5km 夕張長沼線L=3.4km		砂利道区間及び事前通行規制区間
		崩土除去、倒木処理、路肩法面補修	局所的な法面崩落、倒木、路肩崩壊等が発生した場合に、走行車両の通行確保のため、崩土除去や倒木処理、路肩法面補修等の応急的な対応	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
	施設補修 (工作物補修)	排水施設補修	破損や劣化により、排水施設がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修や更新を実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
		交通安全施設補修	破損や劣化により、防護柵等がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を補修。また、照明の球切れ等は道路パトロール(夜間)結果に基づき実施。			
	施設補修 (区画線)	区画線設置	路面の中央線や、片側2車線以上の境界線は、春先に交通安全上、運転者が確認できなくなる場合に塗り替え、またその他の区画線は交差点等、特に必要な箇所について実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			



「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 長沼出張所管内)

道路パトロール業務(通常、定期、夜間、異常時)により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

【道 路】

管理区分	区 分	内 容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示	
日常管理型	機能回復 (除草)	草刈り	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			草刈図	
		伐開	沿道において倒れる恐れがある立木や、倒木が人や車両の通行に支障が生じる場合に除去	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。				
日常管理型	機能回復 (清掃)	路面清掃	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、沿道状況などに応じて実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。		路面状況により =散水車+路面 清掃車又は散水 車(路面清掃 車)	路面清掃図	
		法面等清掃	春先におけるゴミの散乱等により美観や環境に支障が生じた場合に実施、その他、ゴミの状況により排水施設に支障が生じる場合等にも、清掃を実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。				
		排水施設清掃	土砂によって著しく塞がっている箇所を優先して清掃を実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。				
	機能回復 (植栽管理)	樹木剪定	標識等が見えにくならないよう、また歩行者や車両の通行に支障が生じないように樹木毎に樹形を考慮し剪定を実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。				
		冬囲い	道内観光のイメージアップに寄与する沿道の中低木は、雪害から樹木の育成を守るため、状況に応じて実施	積雪時期迄に対象木をムシロ・縄等で囲う。				
必要経費	施設維持	機械購入修理費	管理車両の更新修理のための必要経費	路面清掃車、草刈り機械などの修理				
		車庫等整備	管理車両の車庫等更新修理のための必要経費	管内の車庫等の雨漏り補修他				
		道路付属施設等経費	照明灯等の電気料金や、トンネル非常用設備等の電話料金、通信料金等	照明の節電対象路線拡大を検討				
	施設維持 (道路付属)	道路付属施設の保守点検・補修	気象観測収集装置やトンネルの非常用設備は老朽化や欠損による不具合が生じないように、定期的な点検と機器の補修を実施	委託業務により保守点検を実施				

# 札幌建設管理部 長沼出張所管内図

令和6年度(2024年度)草刈・清掃地区区分図  
岩見沢出張所



凡	例
	一般国道
	主要道道
	一般道道
	高速道路
	法河川区間
	2条7号区間
	市町村界
	公園界

1:200,000 (1km=5mm)

室蘭建設管理部  
苫小牧出張所

地区	清掃水準	草刈り水準
市街地	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、沿道状況などに応じて実施。	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈は、一人で通学を始める小学校1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理。
郊外地		
山地		
公園界(名称)		

札幌建設管理部

# 札幌建設管理部 長沼出張所管内図

令和6年度(2024年度)  
路面整正(砂利道)・パトロール(夏季)地区区分図



凡	例
	一般国道
	主要道道
	一般道道
	高速道路
	法河川区間
	2条7号区間
	市町村界
	公園界

地区	
DID区間	
DIDを除く区間	
砂利道	
事前規制	

1:200,000 (1km=5mm)

札幌建設管理部

## Ⅲ 河川施設編

# 1. 河川の維持管理実施計画

(1) 道管理河川一覧(長沼出張所管内)

(km)

級種	水系名	河川名	市町村名	管理区間延長
1	石狩川水系	旧夕張川	南幌町・長沼町	14.6
1	〃	長追川	長沼町	2.2
1	〃	馬追運河	長沼町	8.2
1	〃	山根川	長沼町	4.0
1	〃	富志戸川	長沼町	1.2
1	〃	長沼炭山川	長沼町	0.9
1	〃	南六号川	長沼町	8.3
1	〃	新長追川	長沼町	1.0
1	〃	南九号川	長沼町	7.3
1	〃	ウレロッチ川	長沼町	1.8
1	〃	夕張川	夕張市・栗山町・由仁町	48.9
1	〃	雨煙別川	栗山町	14.2
1	〃	ポンウエンベツ川	栗山町	10.2
1	〃	王子川	栗山町	1.4
1	〃	富士川	栗山町	1.7
1	〃	ヤリキレナイ川	由仁町	3.1
1	〃	由仁川	由仁町	10.8
1	〃	古山川	由仁町	2.9
1	〃	馬來内川	由仁町	0.5
1	〃	阿野呂川	夕張市・栗山町	16.5
1	〃	ポンアノロ川	栗山町	3.0
1	〃	富野川	夕張市	4.3
1	〃	エキモアナルル川	夕張市	0.6
1	〃	クオーベツ川	由仁町	2.0
1	〃	ホルカクルキ川	夕張市	9.0
1	〃	滝沢川	夕張市	2.0
1	〃	ペンケマヤ川	夕張市	4.5
1	〃	志幌加別川	夕張市	21.5
1	〃	清水沢川	夕張市	0.7
1	〃	ポンポロカベツ川	夕張市	3.4
1	〃	遠幌加別川	夕張市	1.8
1	〃	パンケホロカユーパロ川	夕張市	3.2
	計	1水系32河川		215.7

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 長沼出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見または予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	樋門・樋管点検整備	予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷、操作を行う管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価を行う。また、必要に応じてゲートの開閉に支障のないよう保守整備	○年次計画に沿ってR6年度(2024年度)対象となる樋門の定期点検を実施すると共に、必要に応じてゲートの開閉に支障のないようグリスアップや故障機器の交換など簡易な保守整備 ○エンジン式動力ゲート樋門は、年次点検の実施、試験運転による機器の修理、調整 ○予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷や操作する管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価調査を行い、樋門台帳に記録管理	○簡易な保守点検は市町村が実施(操作点検委託)	○R6点検整備箇所数N=25基 (内エンジン付き 3基)	
		樋門・樋管補修	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部材の重要性や目視健全度評価の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながら補修を実施	○出水期前に点検を行い、機能障害箇所の補修を実施 ○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や機能低下が認められるものや著しいものから補修を実施 ○見易い量水標の設置(蛍光板、大文字、操作水位標など)			
		樋門・樋管再塗装	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部材の重要性や目視健全度評価等の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながらゲート等の金属機器の再塗装を実施	○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や腐食が認められるものや著しいものから再塗装を実施			
対症管理型	施設補修	堤防補修	堤防の機能が低下する恐れがある沈下やひび割れ等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、その状態から堤防の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤防の状況を把握し、必要に応じて補修 ○堤防を散策路や親水目的として利用している箇所の安全点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【建設部維持管理防災課ホームページアドレス】 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_zenzen.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_zenzen.htm</a>	
		護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、コンクリートの劣化、沈下等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている護岸の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【建設部維持管理防災課ホームページアドレス】 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_zenzen.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_zenzen.htm</a>	
		床止補修	床止の機能が低下する恐れのある床止本体及び護岸の沈下、変形などの変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより床止の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている床止の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【建設部維持管理防災課ホームページアドレス】 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_zenzen.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_zenzen.htm</a>	
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修 ○市街地などで住民などが河川へ転落するなどの事故防止のために設置している転落防止柵の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【建設部維持管理防災課ホームページアドレス】 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_zenzen.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index_zenzen.htm</a>	
		堤内排水路補修	堤内排水路の状態から、土砂の堆積、法面崩壊や法面保護工が損傷し、明らかに排水機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤内排水路の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施		
		標識設置	老朽化、腐食、損傷により標識の脱落、倒壊の危険や文字等の判読ができなくなっている場合に、補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施		

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	河川機能回復	低水路整理	河道内に土砂が異常堆積し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫の原因となる恐れのある場合に、堆積土砂を除去	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて堆積土砂を除去 ○洪水後に河道状況を確認して、次の洪水に備えるための状態を把握するとともに、必要に応じて堆積土砂を除去	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施		
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害、また、樋門等の吞吐口等の結氷閉塞による排水不能による冠水被害が生じる恐れがある場合に、河道内の結氷を除去	○冬期間パトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷等を除去 ○H23年北海道融雪災害対策箇所の対象河川について、3月以降融雪災害が発生しないように、市町村と連携して必要な箇所の結氷除去	○要注意河川として、ポンポロカベツ川(夕張市)を監視	○R6融雪出水災害危険箇所 ・ポンポロカベツ川(道道夕張岩見沢線より上流1,000m)	「北海道の融雪災害対策」参照 要注意河川明示(パトロール図)
		流木除去	河道内や橋脚に流木が堆積し、河川阻害による洪水被害の発生や海岸等への流出による漁業被害の発生の恐れがある場合に、除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて流木を除去 ○海岸等への流出による定置網等への被害の発生の恐れがある場合に、市や漁業協同組合と連絡を密にして、必要な箇所の流木を除去	○出水後に関係機関による現地調査実施		
	河川区域維持	河川区域伐開	河道内に樹木が繁茂し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫となる恐れのある場合に、生物の生息・生育環境や景観に配慮しながら伐開を実施します。また、樹木により堤防や樋門などの施設の機能が低下又は失われる状態となる場合に、伐開を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を実施 ○「市民団体協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等への周知、計画的な伐開を検討 ○伐木材の再資源化等への利用を検討	○5月中に市民団体要望箇所を調整(第1回)	○市民団体協働の川づくり事業(H31年度実施団体) ・リバーネット21ながぬま:馬追運河 5月中に市民団体要望箇所を調整	
		再生資源等処理	河川区域に放置されたブロック等の再利用可能な資材の一時保管場所までの搬送及び保管場所の適正管理	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域の状況を把握し、放置されたブロック等を撤去して保管場所に保管			
		その他	不法投棄物の処理、害虫駆除(薬剤散布)、親水施設等の清掃、補修、規制看板補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域や親水施設の状況を把握し、必要に応じて対策を実施 ○洪水等による災害発生の防止のため、不法投棄物を発見した場合、処理するとともに不法行為を防止するための対策を実施 ○害虫の発生による河川周辺への影響や親水区域の河川施設等の利用に支障が生じる状況の場合、必要に応じて措置 ○親水施設については、安全利用点検(GW前)を実施し、施設の損傷や機能の低下、危険な状況の場合、応急措置を行うとともに、必要に応じて措置	○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【建設部維持管理防災課ホームページアドレス】 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/enzenriyoutenken/index_anzen.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/enzenriyoutenken/index_anzen.htm</a>	

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
	除草	水防上、環境上、特に重要な区間(重要水防区間、DID隣接区間、水位周知区間、水防警報区間)	重要水防区間や水位周知区間、水防警報区間、DID(人口集中地区)隣接区間等の水防上、特に注意を要する重要な箇所、堤防の点検、不法行為や利用状況の監視、及び河川管理施設の巡視・点検等のため、堤防法面及び管理用道路の草刈りを年1回出水期前に実施	<p>○洪水による災害の発生の防止のための堤防の状態把握を目的とした堤防点検を行うため、出水期前に堤防、管理用通路の草刈りを実施</p> <p>○刈草は河川流出や周辺環境への影響がある場合は、刈草して処理</p> <p>○「市民団体の協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等へ周知すると共に計画的な草刈りを実施</p> <p>○河川巡視、点検などの支障と成らないよう、堤防や管理用通路の植生の繁茂状況等により必要に応じて草刈りを実施</p>	○5月中に市民団体要望箇所を調整(第1回)	○市民団体協働の川づくり事業(R5年度実施団体) ・リバーネット21ながめ ま:馬追運河 ・ながめま緑の少年団:馬追運河 ・馬追運河治水対策協議会:馬追運河 5月~6月中に市民団体要望箇所を調整	除草区間図に明示	
		上記以外の区間	上記以外の河川整備済区間で河川の巡視、点検や適切な維持管理を行うために支障とならないように、堤防法面や管理用通路の植生の繁茂状況等により、必要に応じて出水期前に草刈りを実施					
		周辺環境	病害虫発生の抑止、周辺環境保持の観点から、必要に応じて草刈りを実施	○市街地や河川利用箇所等で周辺環境の保持、病害虫発生の抑制など、必要に応じて草刈りを実施				
	環境施設の機能回復	低々水路の機能保持	土砂堆積により低水環境の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、低々水路機能に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去				
		魚巢護岸の機能保持	土砂堆積や異常洗掘等により、魚巢護岸の機能が低下又は失われている状態の場合、土砂等を除去するなどにより機能回復する	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚巢護岸に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去				
		環境施設の機能保持	親水施設や魚巢護岸の劣化や損傷、土砂堆積や流木により、施設の機能や利用に支障が生じている場合に、土砂等を除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等が損傷、土砂等が堆積している場合、必要に応じて補修、土砂等を除去				
	その他河川区域の環境管理	河畔樹木の育成など	良好な水辺環境の創出を目指して河川区域内に植樹された樹木及び河畔樹木を剪定、下草刈りし、水辺環境の保全を図る。 また、環境整備や親水整備された施設等の小規模な補修や清掃を行い、利用者の安全を確保	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等について利用者の安全確保のため必要に応じて施設補修や清掃を実施				
				○出水期前の一斉点検を行い、必要に応じて施設補修や清掃を実施 ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河畔樹木等の状況を把握し、必要に応じて剪定、下草刈りを実施				

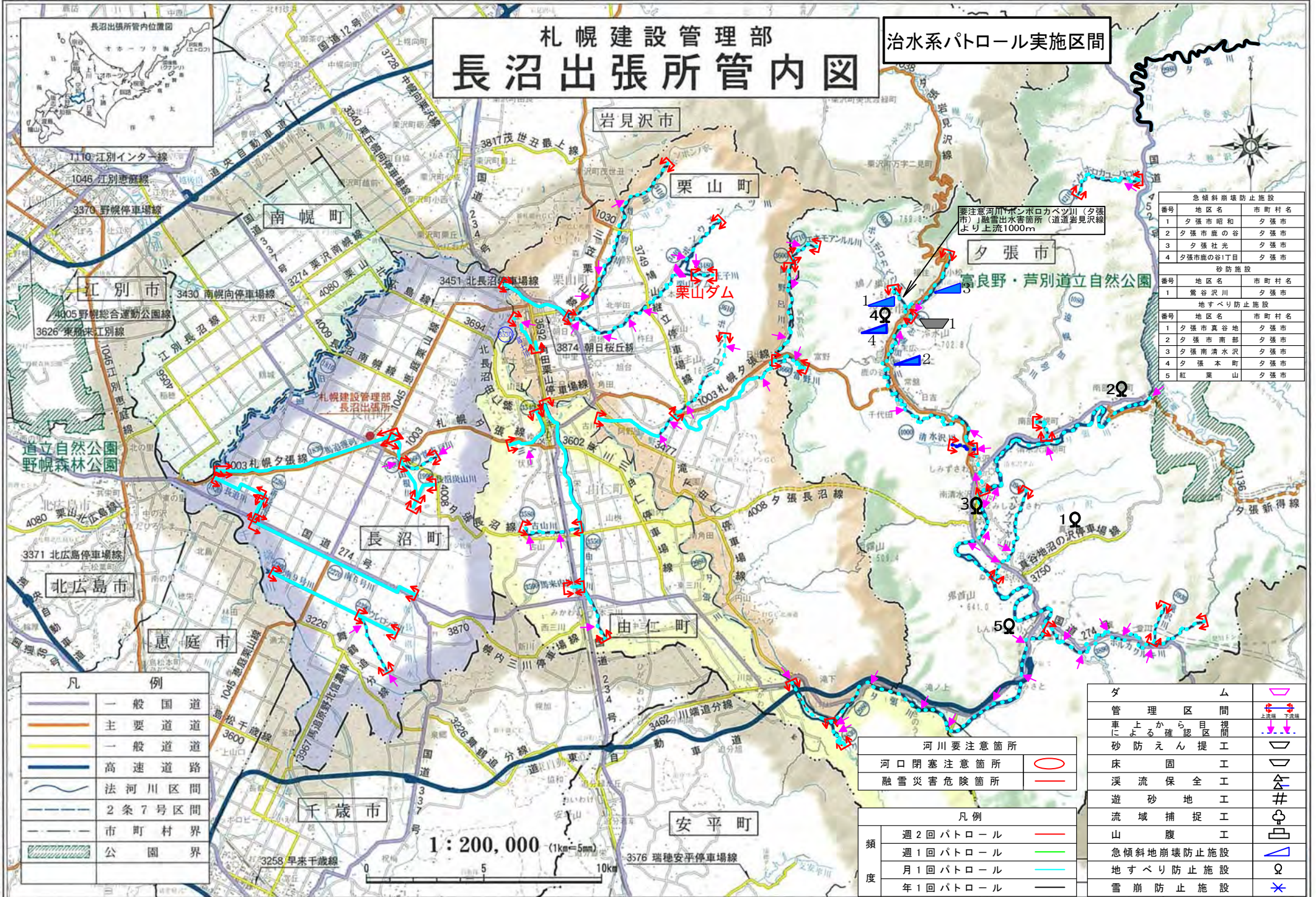


【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
必要経費	付属施設補修	水文施設補修	老朽化や欠損等による観測データの欠測等の不具合が生じた場合に、観測・通信機器の補修、部品交換を実施	○別途保守点検をメーカーに業務委託し、年点検実施 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応 ※「川の防災情報」に水位、雨量の情報を提供	○インターネット「川の防災情報」での欠測時における警戒水位、警戒雨量超過の場合は、FAXによる通報を実施する			
	河川区域維持	水防資材等購入	洪水時や地震による護岸等の損傷、沈下が発生した時に、流水から保護するためのシートや土のう等の水防資材や油流出事故に使用する油吸着マット等について、前年度使用した分の補充や有効期間が超過した資材を交換し、必要量備蓄する経費	○危機管理として洪水や地震等で損傷した施設や河道の維持を応急対応するために必要な資材、水質事故等に使用する油吸着マット等の必要量を保管し、台帳管理	○防災情報連絡会議により関係機関と保管情報を共有する	○防災情報連絡会議(6月予定)	水防等資材保管一覧表(別途資料)	
		樋門(管)操作委託料	出水時の樋門、樋管のゲート操作及び平常時における定期点検を地元市町村等へ委託する固定経費	○市町村で管理人を傷害保険へ加入契約				
		定期点検操作委託料	樋門(管)の適切な機能保全を行うため、出水期前を始めとして目視やゲート操作による設備各部の機能について定期点検を行う経費	○定期点検は出水期前の4月、出水期の7~10月の各月に実施することとしていますが、出水期前の点検は、各現地の実情により実施日を決定 ○年度当初の委託契約時に点検整備に必要な消耗品等の確認、操作に必要な器具等の確認報告を市町村から報告し、必要な物品等を土現から支給 ○定期点検の記録表は翌月5日までに提出		○定期点検(5回) ・出水期前1回(5月) ・7~10月各1回		
	臨時操作・巡回委託料	大雨出水時に巡回及び必要に応じて樋門ゲート操作を行い、外水の遮断と内水排除を行う経費	○市町村が行う巡回、操作に関する記録表は速やかに提出させる ○臨時操作に伴い必要な点検整備を実施した場合は、点検整備記録表を速やかに提出させる					

# 札幌建設管理部 長沼出張所管内図

治水系パトロール実施区間



凡	例
—	一般国道
—	主要道道
—	一般道道
—	高速道路
—	法河川区間
—	2条7号区間
—	市町村界
—	公園界

1:200,000 (1km=5mm)

急傾斜崩壊防止施設			
番号	地区名	市町村名	
1	夕張市昭和	夕張市	
2	夕張市鹿の谷	夕張市	
3	夕張市光	夕張市	
4	夕張市鹿の谷1丁目	夕張市	

地すべり防止施設			
番号	地区名	市町村名	
1	鶯谷沢川	夕張市	
1	夕張市真谷地	夕張市	
2	夕張市南部	夕張市	
3	夕張市南清水沢	夕張市	
4	夕張市本町	夕張市	
5	紅葉山	夕張市	

河川要注意箇所	
○	河口閉塞注意箇所
—	融雪災害危険箇所

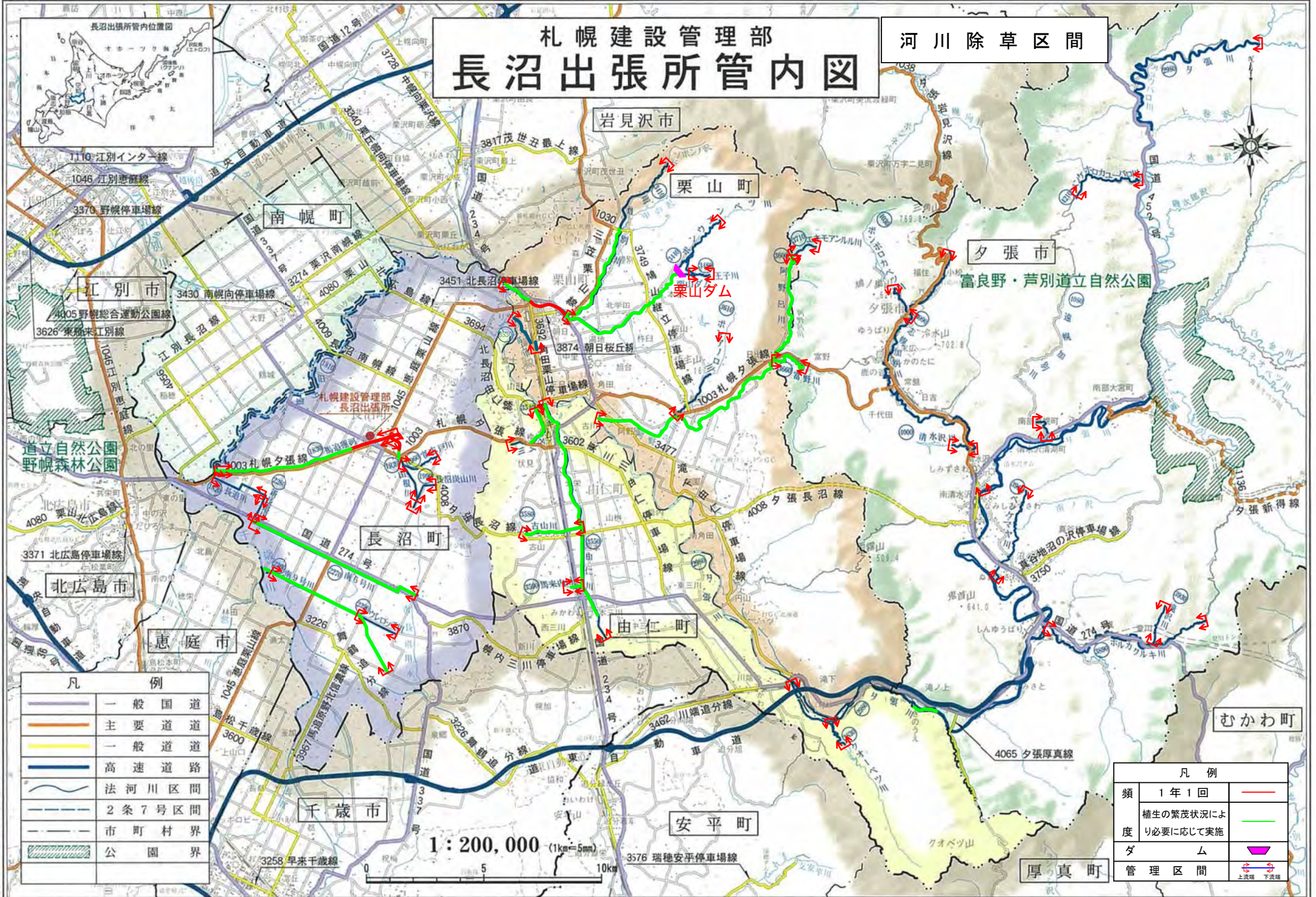
凡例	
頻度	週2回パトロール
	週1回パトロール
	月1回パトロール
	年1回パトロール

ダ	管理区間	△	急傾斜地崩壊防止施設
—	車上から目視による確認区間	↑ ↓	地すべり防止施設
—	砂防えん堤工	▽	雪崩防止施設
—	床固工	▽	
—	溪流保全工	△	
—	遊砂地工	#	
—	流域捕捉工	♀	
—	山腹工	□	

札幌建設管理部

# 札幌建設管理部 長沼出張所管内図

河川除草区間



凡 例	
	一般国道
	主要道道
	一般道道
	高速道路
	法河川区間
	2条7号区間
	市町村界
	公園界

凡 例		
頻 度	1年1回	
	植生の繁茂状況により必要に応じて実施	
ダ ム		
管 理 区 間		

札幌建設管理部

## IV 砂防・地すべり・急傾斜編

# 1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画

## (1) 砂防関係施設一覧

### 砂防設備

番号	級	水系名	渓流名	工種	施工年度	市町村名	備考
1	1	夕張川	鶯谷沢川	砂防ダム工	S45～S46	夕張市	

### 地すべり防止設備

番号	地区名	主要工種	施工年度	市町村名	備考
1	夕張真谷地	集水ポーリング	S37～S39 S42～S60	夕張市	
2	夕張市南部	集水ポーリング	S40～H3	夕張市	
3	夕張南清水沢	法枠工・明暗渠工	S62～H4	夕張市	
4	夕張本町	明暗渠工・水路工	H1～H7	夕張市	
5	紅葉山	集水ポーリング	H5～H15	夕張市	

### 急傾斜地崩壊防止設備

番号	地区名	主要工種	施工年度	市町村名	備考
1	夕張市昭和	土留柵工	S52～S55 H16～	夕張市	
2	夕張市鹿の谷	土留柵工	S57 H21～	夕張市	
3	夕張社光	土留柵工	H16～H20	夕張市	
4	夕張鹿の谷1丁目	土留柵工	H21～H25	夕張市	

※ 番号は、「治水系パトロール図」の位置番号を記入

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 長沼出張所管内)

○ 施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。

【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	砂防関係施設補修	砂防堰堤等の砂防設備、集水井工等の地すべり防止施設、土留柵工等の急傾斜地崩壊防止施設等について、必要に応じ施設点検を行い、計画的に修繕・更新等を実施	○出水期前の点検及びパトロールにより砂防関係施設の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修を行う			
対症管理型	施設補修	護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○出水期前の一斉点検を実施(5月頃) ○利用施設の安全点検を実施(ゴールデンウィーク前)		施設位置 (パトロール図)
		法面補修	法面の機能が低下する恐れのある沈下、浮き上がり等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○出水期前の一斉点検を実施(5月頃)		施設位置 (パトロール図)
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○出水期前の一斉点検を実施(5月頃)		施設位置 (パトロール図)
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○出水期前の一斉点検を実施(5月頃) ○利用施設の安全点検を実施(ゴールデンウィーク前)		
		標識補修	標識の脱落、倒壊の危険や文字等が判読出来なくなっている場合に対処	○パトロールにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○出水期前の一斉点検を実施(5月頃)		
		管理用道路補修	不陸、雨裂等により通行に支障が生じる場合に対処	○パトロールにより管理用道路の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
日常管理型	施設機能回復	土砂等除去	土砂等が堆積し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う			
		流木等除去	施設の機能に支障が生じるような流木等が堆積した場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより魚道の状況を把握し、必要に応じて流木等の除去を行う			
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害が生じる恐れがある場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷除去を行う			
		塵芥処理	施設の機能に支障が生じるような不法投棄物が発見された場合に処理	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて塵芥処理を行う			

【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
		崩土除去	斜面崩壊で崩土防止柵に土砂が堆積し、施設の機能が低下した場合に除去	○パトロールにより崩土の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う			
		排水施設清掃	土砂等が堆積し、排水の機能に支障が生じる場合に清掃等を実施	○パトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて清掃等を実施する			
		法面除草	人家と接近している箇所では草本類が繁茂し、病虫害発生を抑止、周辺環境保持の観点から支障が生じる場合に、概ね屋根の高さを目安に草刈りを実施	○パトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて草刈り等を実施する			
		河道内伐開	樹木等が繁茂し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合や施設管理上で支障となる場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を行う			
必要経費	維持施設	情報基盤観測機器 保守点検・運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○雨量計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			
		土砂災害警戒情報 システム運用費	地域住民の警戒避難に資する「土砂災害警戒情報」を気象台と土現が共同で作成・発表するため必要となるシステム運用経費	○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応する			
		地すべり情報通報 システム保守点検 運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○伸縮計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			

# V 資料編



## 1. 管内関係機関

機 関 名	住 所	電 話 番 号
<b>(国の関係機関)</b>		
札幌開発建設部 岩見沢道路事務所	岩見沢市日の出北2丁目1-5	0126-22-4000
札幌開発建設部 千歳道路事務所	千歳市北斗6丁目13-3	0123-23-2191
札幌開発建設部 江別河川事務所	江別市高砂町5番地	011-382-2358
札幌開発建設部 千歳川河川事務所	千歳市住吉町1丁目1-1	0123-24-1114
夕張川ダム 総合管理事務所	夕張市南部青葉町573番	0123-55-5151
<b>(道の関係機関)</b>		
栗山警察署	栗山町朝日3	0123-72-0110
<b>(市町村の関係機関)</b>		
夕張市役所	夕張市本町4-2	0123-52-3131
南幌町役場	南幌町栄町3-2-1	011-378-2121
由仁町役場	由仁町新光200	0123-83-2111
長沼町役場	長沼町中央北1-1-1	0123-88-2111
栗山町役場	栗山町松風3-252	0123-72-1111
<b>(その他の関係機関)</b>		

## 2. 水防等資材保管一覧表

機材・資材名	規 格	数 量	備 考
土のう	48 × 62cm	400 枚	
オイルフェンス	φ 20 20m	4 本	
	φ 20 10m	4 本	
吸着フェンス	吹流状 10m	22 本	
	フェンス状 5m	6 本	
吸着フェンス (木質系)	φ 12 5m	3 本	
吸着マット	65 × 65 × 0.4	1800 枚	
	65 × 65 × 0.4 65m/巻	2 巻	
	万国旗型 6.5 × 4、13m	16 本	
	万国旗型 6.5 × 4、6.5m	24 本	
吸着マット (木質系)	38 × 55 × 1.5	450 枚	
吸水性土のう		300 枚	